

就学支援金・学費軽減補助金の申請に関するQ&A

Q.1 就学支援金と神奈川県学費軽減補助金の違いは？

- A. 就学支援金は国の授業料補助制度で、どこにお住まいの方でも申請できます。
神奈川県学費軽減補助金は神奈川県に生活の拠点がある方のみ申請できます。該当すると思われる方は、就学支援金と一緒に申請してください。

<補足> 東京都には東京都の授業料軽減助成金の制度があります。案内冊子（申請書類）は、東京都にお住まいの保護者に生徒を通してお渡ししますが、東京都私学財団のホームページからダウンロードすることもできます。申請は学校を通さず、保護者ご自身で手続きをしてください。その他の道府県にお住まいの方は自治体によって制度が異なりますので、お住まいの自治体にご確認ください。

Q.2 保護者（親権者）の一方に収入はありません。保護者2人分の個人番号カード等の写しを提出する必要がありますか？

- A. 所得がないことを確認するため、2人分の提出が必要です。

Q.3 学費軽減補助金の申請は保護者の一方または双方が海外在住の場合、補助は受けられますか。

- A. 生徒、保護者が共に県内在住であることが条件ですので、受けられません。
ただし単身赴任（国内に限る※）等により、保護者の一方が県外在住だとしても、生徒ともう一方の保護者が神奈川県に住んでいれば、神奈川県で学費軽減補助金の申請ができます。
※ 現在海外に在住であっても、令和4年1月1日時点で日本に住んでおり、令和4年度の住民税が発生している場合は、この限りではありません。

Q.4 奨学給付金とは、また違う制度なのですか？

- A. 奨学給付金は、7月1日時点で本校に在籍する生徒で、非課税もしくは生活保護受給世帯に対しての授業料以外の教育費が給付される制度です。7月以降、所得割額がわかり次第、神奈川県にお住まいの方で該当する世帯に申請に関する書類をお送りします。
東京都にお住まいの方は、学費支援制度を申請する際に合わせて申請することができます。
その他の道府県にお住まいの方は、お住まいの自治体にご確認ください。

Q.5 配偶者と別居中の場合でも、個人番号カード等の写しは2人分必要ですか？

- A. 原則として2名分の提出が必要です。ただし、DV等を原因とする別居であり、親権者の一方に接触することで危害が及ぶなど、家庭の事情によりやむを得ない場合は、1名分での提出が認められることがあります。詳細は学校にお問い合わせください。

Q.6 現在、離婚調停中で夫（妻）の個人番号カード等が提出できません。

- A. 両親の個人番号が記載された住民票（写し可）をご提出ください。離婚成立後、登録してある申請情報を変更する必要があるため、保護者（親権者）の方は学校にご連絡ください。

Q.7 昨年申請した時には、保護者（親権者）2名でしたが、離婚・死別等により、保護者（親権者）が1名になりました。

- A. 登録された申請情報を変更する必要があります。確認票にそのことがわかるように記入していただき、申請してください。マイナンバー等に変更がなければ、改めて個人番号カード（写）等を提出していただく必要はありません。

Q.8 申請日に間に合いませんでした。今からでも申請できますか？

A. 申請できますが、月割計算での補助額になりますので、補助が出ない月が生じる可能性があります。すぐに学校にお問い合わせください。

Q.9 転居等で課税地が変更になった場合、どうしたらいいですか？

A. 今回の申請に必要なのは、令和4年1月1日現在住民登録をしている自治体（令和4年度課税地）です。申請を提出する際、課税地が違っていると神奈川県で税額の照会ができません。確認票に正しい課税地を記入して提出してください。（同市内で別の区への転居や、同区内の転居の場合、課税地の変更にはなりません。）

Q.10 確定申告をしておらず税額が確認できない(または申告は済んでいるが税額が確定していない)場合、申請できますか？

A. 正確な申告に基づく課税がされていないと、神奈川県で所得の審査を行うことができません。まずは申請の手続きを行い、確定申告が遅れている旨を学校に連絡するとともに、早急に確定申告を行ってください。（または税額が確定次第、速やかに課税証明書（写し可）を学校に提出してください）

Q.11 年度途中で修正申告が必要となりました。どうすればいいですか？

A. 課税額が変わると補助金額も変わることがあります。増額・減額のいずれの修正申告を行う場合でも、すぐに学校にご連絡をください。また修正手続きが完了した後は、速やかに学校へご連絡のうえ、課税証明書（写し可）を提出してください。

Q.12 保護者（親権者）が再婚した場合、再婚相手の個人番号カード等の写しの提出は必要ですか。

A. 再婚相手と生徒が養子縁組を行っている場合は、再婚相手の所得も審査に加えなければなりませんので、個人番号カード等の写しの提出が必要です。

Q.13 父親が海外に単身赴任しており、母親は日本に居住しています。この場合、母親の個人番号カード等の写しだけでよいですか？

A. 今回の申請では、令和4（2022）年1月1日時点で父親が海外赴任している場合は、母親の個人番号カード等の写しが提出されていれば問題ありません。

<補足> 保護者（親権者）の一方が海外赴任の場合、国内に在住する保護者（親権者）が所得要件を満たしていれば、基本額（118,800円／年）のみ支給されますが、加算はありません。また、双方が海外赴任の場合は、基本額（118,800円／年）のみ支給されます。

<問い合わせ先>

桐蔭学園 事務部

A棟事務担当

Tel 045-971-1411